

(法務委員会)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。

三、以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。